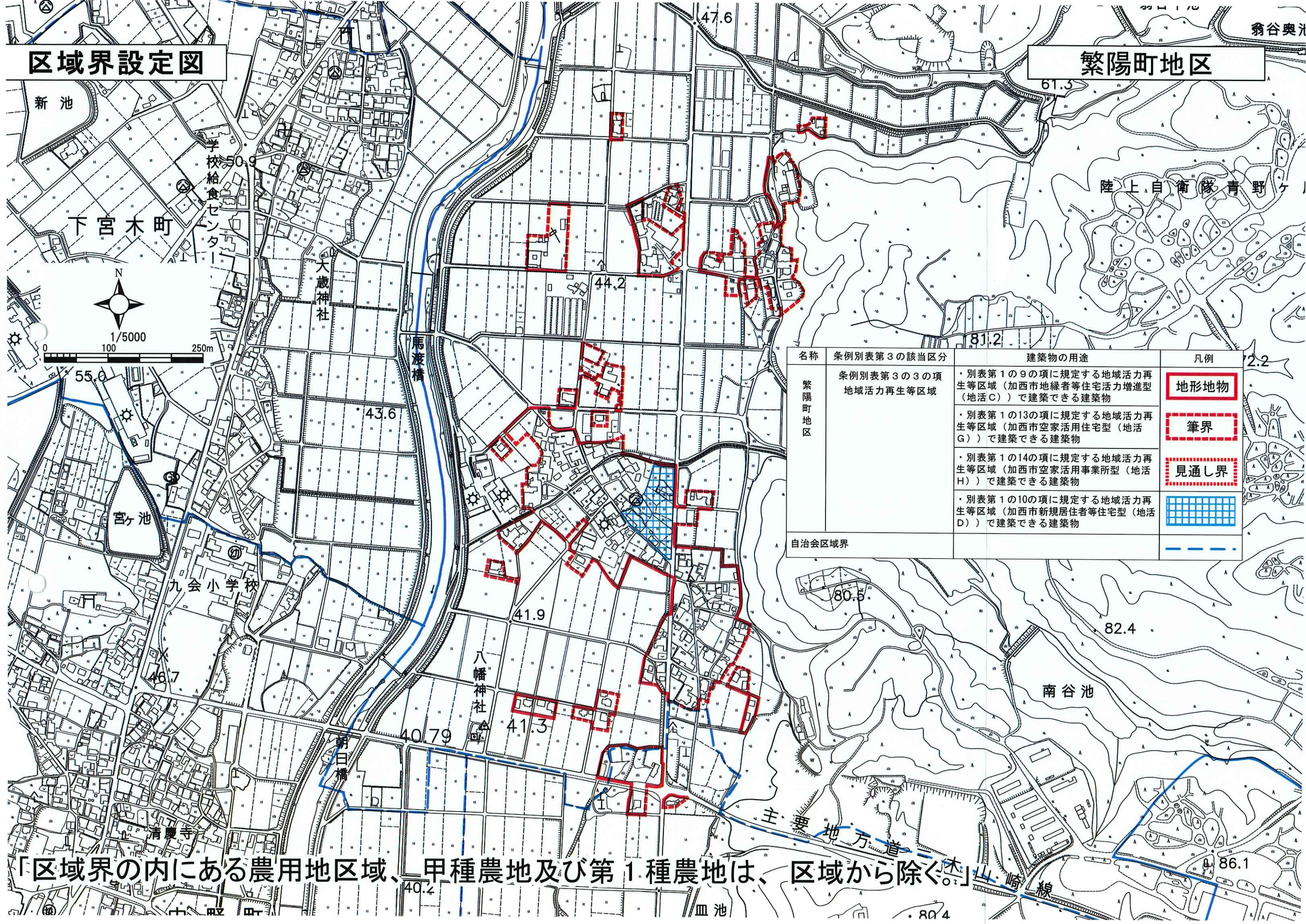


区域界設定図

繁陽町地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
繁陽町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	- 別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物 - 別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物 - 別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物 - 別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	地形地物 筆界 見通し界
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」